

詩聖北原白秋をたたえ 詩と短歌を募集

白秋献詩・北原白秋顕彰短歌大会

詩をはじめ短歌や俳句など、様々な文学の世界で優れた才能を発揮した北原白秋。毎年市は、白秋が亡くなった11月2日の白秋祭を中心に、業績をたたえ後世に伝えるため、献詩の募集や短歌大会を開催しています。

白秋献詩を募集

優秀作品4点は11月2日の白秋祭式典で朗読



昨年、文部科学大臣賞を受賞した渡辺圭二郎君（大牟田市）

■形式 自由詩（字数や内容に制限はありません。ただし、未発表の作品に限ります）。B4判400字詰原稿用紙を使用。原稿用紙の裏面に題名、作者の氏名（フリガナ）、性別、学校名、学年（一般は年齢、職業、住所を記入）を明記した応募用紙を貼り付けること。作品は1人2点まで応募できます。

■部門 ▷小学生の部▷中学生の部▷高校生・一般の部

■募集期間 8月6日（月）～9月7日（金）必着

■賞 文部科学大臣賞1人のほか、特選や一席などが

あります。表彰式は11月2日の白秋祭式典で行います。

申し込み、問い合わせは、市学校教育課教務係（〒832-8555 柳川市三橋町正行431、☎77-8863）まで。

北原白秋顕彰短歌大会の作品募集

あなたの感性を31文字で表現してみませんか

■応募方法 自作で未発表の作品を1人1首。市生涯学習課で配布する、規定の詠草用紙に作品と必要事項を記入すること。詠草用紙は市のホームページからも入手できます。

■詠草料 1000円（郵便局の銀行窓口で定額小為替を購入し、詠草用紙と同封して送ること）

■応募締切 8月31日（金）当日消印有効

■賞 選者3人と互選の4部門（天賞1首、地賞2首、人賞3首、佳作5首）

■短歌大会

●日時・場所 11月2日（金）、午後1時～4時、あめんぼセンター2階AVホール

●内容 歌人の高野公彦さんの講話と講評など

申し込み、問い合わせは、市生涯学習課文化係（〒832-8555 柳川市三橋町正行431、☎77-8832）まで。



詩聖 北原白秋 (1885～1942)

子や孫に引き継ぐ海に この一票

8月2日（木）は県有明海区漁業調整委員会委員選挙の投票日

8月2日は福岡県有明海区漁業調整委員会委員選挙の投票日です。この選挙は、私たちが代表して海区の漁業問題の処理をする人を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

なお7月24日の告示日に、立候補を届け出た人が、定数の6人を超えないときは、無投票になります。無投票のときは、入場券の発送と期日前投票所の設置は行いません。

■投票できる人

平成23年9月1日現在、漁業者または漁業従事者であることを申請し、選挙人名簿に登録されている人です。選挙人名簿に登録されていないと投票できません。

■投票（期日前投票・当日投票）

投票所は下表のとおり各漁協別に定められています。当日投票は午前9時から午後6時までです。（期日前投票の場合、午前8時30分から午後8時まで）

投票区名	投票所名		漁業協同組合名
	期日前投票 7月25日～8月1日	当日投票 8月2日	
第1投票区	市役所柳川庁舎3階第2会議室	柳川農村環境改善センター（下宮永町）	沖端漁協、柳川漁協、両開漁協、浜武漁協
第2投票区	市役所大和庁舎1階第1会議室	大和漁村センター（中島）	有明漁協、皿垣開漁協、大和漁協、中島漁協、山門羽瀬漁協



●期日前投票

8月2日の投票日当日、仕事などやむを得ない用事で投票できない人は、告示日の翌日から投票日前日まで（7月25日から8月1日）の期間で投票ができます。郵送された入場券をご持参のうえ、指定された投票所で期日前投票をしてください。

時間＝午前8時30分から午後8時まで

場所＝第1投票区（柳川地区）は市役所柳川庁舎3階の第2会議室、第2投票区（大和地区）は市役所大和庁舎1階の第1会議室

※投票所（期日前投票・当日投票）は、所属する漁業協同組合ごとに指定しています。入場券に記載されている投票所で投票してください。

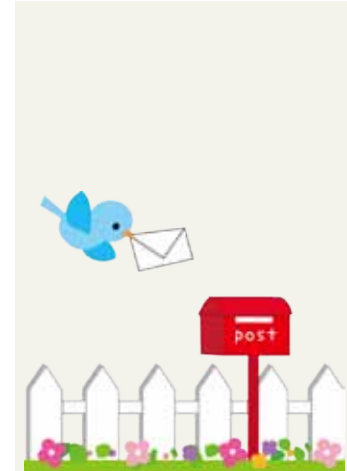
●不在者投票

県選挙管理委員会が指定している不在者投票施設に入院や入所している有権者は、入院先でも投票（不在者投票）することができます。入院している病院や施設に申し出てください。

■開票

8月2日の投票日の午後7時から、柳川農村環境改善センター大ホールで即日開票します。

問い合わせは、市選挙管理委員会事務局（☎77-8491）まで。



意見の提出と、問い合わせは、市企画課（〒832-8601 柳川市本町87番地1、☎77-8423、FAX 74-5520、電子メール kikaku@city.yanagawa.lg.jp）まで。

■意見の取扱い 提出された意見は、その内容とともに市の考え方を示して、9月中旬にホームページで公表する予定です。計画についての賛否の結論だけを示したものや、計画に関係のない意見には、市の考えを示さないことがあります。また、意見を公表するときは提出した人の個人情報掲載しないほか、意見や個人情報等を目的以外に使用することはありません。

■提出方法 資料の配布場所に備え付けの意見等申出書に意見などを記入し、市企画課に郵送またはファックス、電子メール、直接持参のいずれかの方法で提出してください。なお、電子メールで提出するときは、件名を「第2次男女共同参画計画に対する意見」としてください。

■意見を出してできる人 市内に住んでいる人、市内に通勤または通学している人、市に納税義務がある人、市内に事務所や事業所がある個人や法人、団体、計画に利害関係がある個人や法人、

■資料配布場所 市役所柳川庁舎3階企画課、市政情報コーナー（市役所柳川庁舎3階総務課内）、大和・三橋庁舎市民サービス課、市立公民館、あめんぼセンター、水の郷。市のホームページからダウンロードすることもできます。

■締切 8月10日（金）必着

市は、男女がお互いの人権を尊重し、認め支え合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「第2次柳川市男女共同参画計画」を策定しています。計画に市民の皆さんの意見を反映するため、次のとおりパブリックコメントを実施し、意見を募集します。

第2次柳川市男女共同参画計画案への

皆さんからの意見を募集しています

